

## 2. 福祉部グループ生命保険制度（団体定期保険） （福祉部第5制度）

この生命保険は、公益社団法人岡山県医師会が日本生命・富国生命の2社（令和2年7月現在）との契約で行う団体定期保険で会員および家族（配偶者・子ども）の死亡保障・高度障がい保障、不慮の事故による障がい保障、入院保障がセットになっています。お手軽な保険料です。

### 1. 加入資格

公益社団法人岡山県医師会々員とその配偶者の方で、効力発生日現在年齢 21 歳 6 カ月超 50 歳 6 カ月以下の方（75 歳 6 カ月まで継続加入できます）。

ならびに、子どもは、本制度に加入する会員の扶養する年齢 2 歳 6 カ月超 22 歳 6 カ月以下の方（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用）です。ただし、加入資格のある子どもが 2 名以上いる場合は全員加入ください。

\* 配偶者・子どものみで加入することはできません。

\* 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

### 2. 保障内容

（会員・配偶者）

#### ○主契約保険金 500 万円の場合

- ・ 疾病による死亡（または所定の高度障がい状態）のとき、死亡保険金（または高度障がい保険金）500 万円が支払われます。
- ・ 不慮の事故による死亡のとき、死亡保険金 500 万円に災害保険金 500 万円が、また所定の高度障がい状態のとき、高度障がい保険金 500 万円に災害高度障がい保険金 300 万円が加算され支払われます。
- ・ 不慮の事故により身体障がい状態になった場合、障がいの程度により 20～200 万円の障がい給付金が支払われます。
- ・ 不慮の事故により 5 日以上入院された場合、1 日につき 3,000 円の入院給付金が支払われます。（※）

#### ○主契約保険金 300 万円の場合

- ・ 疾病による死亡（または所定の高度障がい状態）のとき、死亡保険金（または高度障がい保険金）300 万円が支払われます。
- ・ 不慮の事故による死亡のとき、死亡保険金 300 万円に災害保険金 300 万円が、また所定の高度障がい状態のとき、高度障がい保険金 300 万円に災害高度障がい保険金 180 万円が加算され支払われます。
- ・ 不慮の事故により所定の身体障がい状態になった場合、障がいの程度により 12～120 万円の障がい給付金が支払われます。

・不慮の事故により5日以上入院された場合、1日につき1,800円の入院給付金が支払われます。(※)

※同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)が限度となります。

### 3. 加入保険金額および保険料

会員は年齢55歳6カ月以下の方は保険金額4,000万円まで、配偶者は保険金額1,000万円まで加入できます。保険料は年齢・性別によって異なります。

### 4. 保険料の払込み

保険料は年4回(7、10、1、4月)に分けて、3カ月分をご指定の口座からの引き落としか、または福祉部あてに直接払込んでいただきます。

### 5. 保険期間

保険期間は効力発生日～令和3年6月30日までです。以降は毎年7月1日更新日とし、保険期間1年で更新します。

### 6. お申込み手続き

福祉部までご連絡ください。その際パンフレットを差しあげますので、詳細をお確かめ願います。お申込みの際、健康状態等の告知によるお申込み手続きとなります。

### 7. 保険金・給付金の請求手続き

所属の都市等医師会から会員死亡等の連絡を県医師会にいただきますと、福祉部から保険会社に連絡し、保険会社が直接手続きいたします。

### 8. 配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお受け取りになれます。配当金が生じた場合には福祉部から各加入会員へ送金いたします。

### 9. 脱退による払戻金

この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 10. 税務上の取扱い

#### ① 保険料について

[保険料個人負担部分]

主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

[保険料法人事業所負担部分]

会員のために法人が負担した保険料は、原則として全額損金に算入でき、その保険料は会員の所得税の課税対象ではありません。

[保険料個人事業所負担部分]

個人事業主が負担した保険料は、原則として全額必要経費に算入でき、その保険料は会員の所得税の課税対象ではありません。自身のために個人事業主が負担した主契約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は一般生命保険料控除の対象となります。(ただし、配偶者または一定の範囲の親族が保険金受取人の場合に

限ります。)

② 死亡保険金・災害保険金について

- i) 会員が被保険者で、その遺族が受取人の場合、相続税の課税対象となります。
- ii) 配偶者・子どもが被保険者で、会員が受取人の場合、一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

③ 高度障がい保険金・災害高度障がい保険金・障がい給付金・入院給付金は被保険者が受取人の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

令和2年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局、税務署や顧問税理士等にご確認ください。

◆ 詳細は必ず福祉部が用意しておりますパンフレットをご確認ください。